

77 大学学部等の在学年限又は修業年限の昭和十八年度臨時短縮に関する件（文部省令第六十八号）

〔昭和十七年十一月〕

發文一六三二号	裁定	11月20日	文書課長	（有原）
	送	11月21日	起案者	（萩原）

昭和十七年十月五日起案 総務掛長（内藤）

事務官（寺中）

文書課長（清水）

大臣（橋田）

次官（菊池）

秘書課長（有光）

専門学務局長（水井）

実業学務局長（関口）

〔普通学務〕〔国民教育〕局長（高橋）

社会教育局長（生脱住）

会計課長（柴沼）

（注記2）
省令案
文部省令第六十八号（十一月二十五日）

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及専門学
校令第八号第一項ノ規定ニ依リ大学学部ノ在学年限並ニ大学

（注記1） (下 札)

予科、高等学校高等科、専門学校及実業専門学校ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

第二条 左ニ掲グル学校又ハ教育養成所ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付六月之ヲ短縮ス

一 高等師範学校及女子高等師範学校（教育科及研究科ヲ除ク）

二 専門学校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科

三 臨時教員養成所

四 実業学校教員養成所

五 実業学校ニ於ケル修業年限三年ノ高等科

六 専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校又ハ前号ノ実業学校ニ準ズベキ学校ニシテ私立学校令ニ依リ設立セラレタルモノ

第三条 左ニ掲グル学校ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ実業学校、国民学校高等科一年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ実業学校及国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上（夜間授業ヲ為スモノハ修業年限四年以上）ノ実業学校

二 前号ノ実業学校ニ準ズベキ学校ニシテ私立学校令ニ依リ設立セラレタルモノ

第四条 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ師範学校中学校

高等女学校教員檢定規程第七条第二号、私立医学専門学校指定規則第二条第二号、大正七年文部省令第三号第一条第四号及昭和二年文部省令第二十四号第二条ノ適用ニ付テハ短縮セラレザルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

備考

一、昭和十八年度臨時徴兵検査ハ之ヲ執行セズ

二、入営期日ハ昭和十八年十一月ノ予定

理由

入営期日ヲ一月ノ予猶ヲ以テ十一月トシタルハ九月卒業スベキ学生生徒ニ対シ精神的予猶ヲ与へ出来得ル限り修学期間中業ニ専念セシムル為ナリ

兵備第七九四号

(清水)

(寺中)

(大根田)

大学学部等ノ修業年限臨時短縮ニ依リ昭和十八年徴兵検査受検ヲ要スヘキ者ノ徴兵検査並入営期日ニ関スル件回答

昭和十七年十一月十日

陸軍省兵務局長 印

文部大臣官房文書課長殿

首題ノ件ニ関シテハ左記予定ニ付承知相成度

左記

一、徴兵検査 昭和十八年度定期ノ徴兵検査ト同時トス

二、入営期日 昭和十八年十一月一日トス

發文一五八号
 定決裁
 10月21日
 文書課長
 送
 10月21日
 起案者
 〔抹消〕〔荻原〕〔印〕

昭和十七年 月二十日起案
 總務掛
 〔印〕〔内藤〕

事務官
 〔印〕〔寺中〕

文書課長
 〔印〕〔清水〕

案

年月日

文書課長

陸軍省兵務局長宛

昭和十八年度ニ於ケル徴兵検査等ニ関スル件

昭和十八年度ニ於ケル大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ関シ〔抹消〕〔必要有之〕〔加筆〕〔抹消〕〔必要有之〕左記〔抹消〕〔二付〕〔差支無之哉〕〔事項了知ノ上省令公布致度ニ付貴官御見込〕至急御回報相煩度此段及照会

記

- 一、在学ノ為徴集ヲ延期シ昭和十八年度臨時短縮ニ依リ卒業スル見込ノ者ノ入営期日〔抹消〕〔ハ何時ナリヤ〕〔加筆・抹消〕〔十一月〕
 - 二、昭和十八年度ニ於〔抹消〕〔テハ〕〔ケル前項ノ者ノ〕〔臨時〕〔加筆・抹消〕〔大学等在学者〕徴兵検査〔之ヲ〕〔執行〕〔セズズルヤ〕〔期〕〔加筆・抹消〕〔執行期日〕
- 以上

備考

〔注記1〕

「覽」

〔注記2〕

「一五」〔簿冊内件名番号〕

〔下札〕

「年限 / 枚数 / よ一」

〔自昭16年至昭17年 学生生徒総規
 第6冊〕文部省⑤ 3A.32—6.2455〕